

公益財団法人愛知県サッカー協会1種専門学校委員会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本委員会は、公益財団法人愛知県サッカー協会(以下、県サッカー協会という)1種専門学校委員会と称する。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、県サッカー協会1種専門学校委員長勤務先に置くものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本委員会は県サッカー協会に加盟登録している専門学校相互の交流を深めるとともに、健全なスポーツの普及と専門学校生相互の交流を図り、サッカー競技を通じて体力の向上と人格の形成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県サッカー協会1種専門学校委員会の主管する大会
- (2) その他目的達成のために必要な事業

第3章 組織及び会員

(組織構成)

第5条 本委員会の組織は、専門学校職員によって構成する。

第4章 役 員

(役員)

第6条 本委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 理 事 10名以内
- (4) 監 事 2名 外部より学識経験者を選任するものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 委員長は、本委員会を代表し仕事を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長不在の時はその仕事を代行する。
- (3) 理事は、委員長、副委員長と共に理事会を構成し、本委員会の運営に必要な事項を審議決定する。
- (4) 監事は、財産の監査、理事の業務執行の監査を行う。

(役員を選任)

第8条 役員を選任は次の通りとする。

- (1) 委員長は、理事会において理事の互選により選出し、理事長を兼任する。
 - (2) 副委員長は、委員長の指名により、理事会に諮り選出する。
 - (3) 理事は、専門学校職員より選出する。
 - (4) 監事は、理事会の推薦により、委員長が委嘱する。
- 2 役員を選任は、専門学校に在籍する常勤教職員とする。
- 3 役員は、その在任中に、専門学校の退職等により前項条件を満たさなくなった場合、後任を指名し理事会に諮るものとする。

(役員任期)

第9条 本委員会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 中途補欠又は増員による役員任期は、前任者または現任者の任期の残任期間とする。

第5章 会議

(理事会)

第10条 理事会は、本委員会の執行最高議決機関で、本委員会の役員及び登録校の代表者で構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて委員長が招集し、次の議事を審議決定する。

- (1) 事業報告及び収支決算・監査報告
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 役員改選及び規約の改廃
- (4) その他理事会に必要と認められた事項

(理事会の定足数及び議事、議決)

第11条 理事会の議長は理事長とする。

- 2 理事会の定足数は3分の2とする。

但し、止むを得ない事情により欠席する当該理事が、書面をもって出席の意思を表示した場合は出席とみなす。

- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 附則

(施行)

第12条 本規約は令和 3年 4月 1日よりこれを施行する。

本規約は令和 4年 1月 1日よりこれを施行する。